

議案第四号

一時借入金に關する件

昭和三十四年度において本町歳出予算内の支出に充当するため次の通り一時借入することができる。

記

- 一 借入金額 参十万円以内
- 一 借入先 大藏省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行、鳥取銀行、鳥取県町村取戻恩給組合、町内農業協同組合、鳥取県国民健康保険団体連合会
- 一 借入利率 日歩参支五厘以内

昭和三十五年一月二十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十五年一月二十日議案可決

三朝町議会議長 加藤 幸太郎

鳥取県 東伯郡 三朝町 議長 印